

## 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生が教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中、学校施設内で休憩中）及び通学中（大学の正課・学校行事・課外活動のために自宅と学校施設間の通学、学校施設と学校施設間の移動中、「社会人入試」を経て入学した社会人学生の場合は勤務先との往復途上も含む）に受けた災害・傷害に対し、その程度に応じた保険金が支払われる全国規模の互助共済制度として財団法人国際教育支援協会が実施しているものです。

この保険には大学として、入学生全員に加入していただいております。保険料は、各学部の学生後援会費等（名称は学部によって異なります。）入学手続き時に納付していただいた後援会費等から、大学で一括して加入手続きと払い込みをいたします。

詳細については、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照ください。

### 教育研究活動中

対 象 範 囲	内 容
正 課 中	講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間のほか、次の場合を含む。 ア 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間 イ 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、又は授業を行う場所・大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
学 校 行 事 中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間
大学施設内にいる間	授業間の休憩中あるいは昼休み中など、上記以外で大学の施設内にいる間
課 外 活 動 中	キャンパスの内外を問わず課外活動を行っている間

（保 険 料）（2,000万円コースの場合）

学部 期間	A	B
	4年間	2,300円

注) 4年間で卒業できなかった場合、保険責任期間が満了する前に1年分の保険料（A650円・B100円《平成28年度現在》）を納入することにより継続ができます。

### 通学中等傷害危険担保特約（学生教育研究災害傷害保険に加入した者のみ加入できます。）

（保険金が支払われる場合）

内 容	ア 大学の正課・学校行事・課外活動のために自宅（注）と学校施設間の通学 イ 学校施設と学校施設間の移動中（注）「社会人入試」を経て入学した社会人学生の場合は、勤務先を含みます。
-----	---

（保 険 料）

学部 期間	A
4年間	1,000円

（注）1. 4年間で卒業できなかった場合、保険責任期間が満了する前に1年分の保険料350円《平成28年度現在》を納入することにより継続ができます。  
 2. この保険において課外活動とは、大学の規則に沿った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。キャンパス外で行う課外活動は、大学に届け出た活動に限ります。

（保険金の種類と金額）

担保範囲	死亡保険金 〔事故の日から180日以内に死亡したとき〕	後遺障害保険金 〔事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき〕	医療保険金	入院加算金 〔180日限度〕
正課中、学校行事中	2,000万円	120万円～3,000万円	3,000円～30万円 (治療日数1日以上が対象)	1日につき 4,000円
上記以外で学校施設内にいる間	1,000万円	60万円～1,500万円	3万円～30万円 (治療日数14日以上が対象)	
学校施設外で大学に届け出た課外活動中				
通学中	1,000万円	60万円～1,500万円	6,000円～30万円 (治療日数4日以上が対象)	
学校施設等相互間の移動中				

問い合わせ先：学生生活課生活福祉係、浜松学生支援課学生支援係